

この貝採っていいんかい？ ～それって密漁かも～

我が国の沿岸域は、多種多様な魚や貝、海藻類などが生息する世界的にも有数な水産資源豊かな海域です。私たちは豊かな水産資源の恩恵を受けていますが、近年、**水産資源の密漁**がニュースでも取り上げられています。

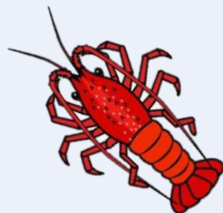
【問題】

海の幸ってなかなかお目にかかれず、美味しいものばかりですよね！
ところで、これらのものは採っていいんかい？



うに

いせえび



さざえ

あわび



あさり

なまこ



【実は・・・】

全て採ってはいけません！

日本のほとんどの沿岸部には「**漁業権**」が設定されており、漁業協同組合の組合員以外の方が、漁業権の対象物を1個でも採ると密漁となります（**対象物は各地域によって異なります**）。

近年、悪質な密漁によって、水産動植物の減少が問題となっており、特に、あわび・なまこ等は沿岸域に生息し、容易に採ることができるため密漁の対象とされやすく、**個人消費目的のレジャー感覚での密漁**が増加しております。

密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為であり、平成30年の漁業法改正において、大幅に罰則が強化され、令和2年12月1日から施行となりました。

【採ったらどうなる？】

漁業法の改正によって、あわび、なまこ、しらすうなぎが特定水産動植物として指定され、その採捕が原則として禁止されました。

これに違反した者に対しては、**3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金**が科されることとなっています。3,000万円という罰金額は、**個人に対する罰金の最高額**です。





知って得する海保の現場

この貝採っていいんかい？ ～それって密漁かも～

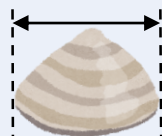
【他にもルールはある？】

漁業法の他にも、採ってはいけない大きさ（殻長制限）や期間（禁止期間）、使用してはいけない道具などが各都道府県ごとに**漁業調整規則**として定められています。

例えば、「あさり」であれば、宮城県の漁業調整規則で、**殻長2センチメートル以下**のものは**年中採捕禁止**になります。



※ 「殻長」とは、貝の大きさの表し方です。（以下の通り）

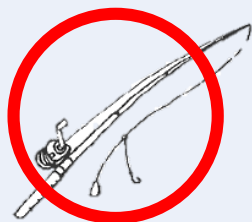


また、あさりの潮干狩りに来たからには沢山採って帰るぞ！ということで、左下の「じょれん」を使用する方がいらっしゃいますが、一般の方は「じょれん」を使用することはできません。

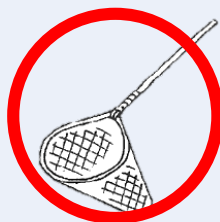
一般の方が使用できる漁具や漁法は、「竿釣や手釣」「たも網・手網」「投網」「やす・は具」及び「徒手採捕」に限定されております。



じょれん



竿釣



たも網



やす



は具

【そのほかの密漁対策】

漁業権の対象となる水産動植物は、ある海域では採っても大丈夫、しかし別の海域では密漁となってしまう場合があります。

場所によっては、右のような**看板**が設置され、漁業権の対象となる水産動植物が記載されていることもあります。設置されていない場合もあります。

これは採っていいのか？と判断が難しい場合は、**地元の漁協**にお問い合わせください。

密漁禁止！

この海域には**漁業権**が設定されています。この海域で**ウニ、アワビ、ナマコ**等、漁業権の対象となる水産動植物を採捕することは**密漁**です。

〇〇海上保安部 〇〇県警察署

楽しいマリンレジャーが、一転して犯罪者に…そうならないようにルールを守って安全に楽しみましょう。